

市民の皆さんの市民活動を応援します

春日部市市民活動総合補償制度

ご 案 内



春日部市 市民生活部 市民参加推進課

〒344-8577 春日部市中央7-2-1

TEL 048-736-1127 FAX 048-733-3825

Eメール sanka@city.kasukabe.lg.jp

市民活動総合補償制度とは

市民の皆さんが安心して市民活動やボランティア活動を行えるように、活動の中で起きた事故に対して、市が傷害事故や賠償責任事故を補償するものです。

事前に市民活動総合補償制度保険登録申請書の提出が必要です。

対象となる活動

公益性のある無報酬（交通費等実費程度は報酬とみなしません）の以下のような活動で、事前準備や、往復途上の傷害事故も対象になります。また、熱中症、細菌性食中毒及びウイルス性食中毒等による事故も補償の対象となります。

市民活動の区分	具体例
1.地域社会活動	防犯活動、防火・防災活動、清掃活動、資源ゴミの回収、リサイクル運動、交通安全運動、地域保健衛生活動、募金活動、自治会活動、PTAが行う公益活動等の活動及びこれらのための準備活動
2.社会福祉・奉仕活動	社会福祉施設等への援護活動、高齢者・心身障がい者等への援護活動等の活動及びこれらのための準備活動
3.社会教育活動	スポーツ・レクリエーション活動や文化活動及びこれらのための準備活動。ただし、指導者等に限る。
4.青少年健全育成活動	ボーイ・ガールスカウト、地域青年会等の指導者育成活動、非行防止パトロール活動、子ども会活動など

対象とならない活動

- 政治、宗教又は営利を目的とする活動
- 自助的な活動や懇親、趣味などを目的とした活動
- 職場や学校行事として行う活動
- 危険度の高い活動（危険度の高いスポーツ、危険度の高い祭り）
- スポーツ大会などへの参加者の事故（指導者等は除く）
- 祭りなどでの単なる観覧者や物品購入目的の来場者、講演会などの単なる聴講者

補償の内容

賠償責任補償

市民活動団体の指導者等が活動中に、管理監督の不手際や指導・誘導のミスなどによって参加者やその他の第三者の生命、身体若しくは財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合にこの制度が適用されます。

区分	補償限度額	免責金額
身体賠償	1人につき5,000万円 1事故につき2億円	1事故につき1,000円
財物賠償	1事故につき500万円	1事故につき1,000円
保管物賠償	1事故につき300万円	1事故につき5,000円

傷害補償

市民活動団体の指導者やスタッフが活動中に急激かつ偶然な外来の事故でケガや死亡した場合に適用されます。

区分	傷害事故	熱中症、細菌性食中毒及びウイルス性食中毒
死亡補償	500万円	300万円
後遺障害補償	15万円～500万円	9万円～300万円
入院補償	1日 3,000円（事故の日から180日を限度）	
手術補償	手術の種類に応じて、入院補償日額の10倍、20倍又は40倍の額 （事故の日から180日以内の手術）	
通院補償	1日 2,000円（事故の日から180日までの間で90日を限度）	

疾病補償

市民活動団体の指導者やスタッフが急性心疾患や急性脳疾患で死亡した場合に適用されます。補償金額は1人につき50万円です。

事故が起きた場合

- ① 万一、事故が起ってしまった場合は、速やかに市民参加推進課（関係課で登録を行っている団体は関係課）に連絡をし、指定の事故報告書を提出してください。
- ② 市から保険会社に事故報告をします。その事故が本制度の対象となるか否かを調査し、判定結果を通知します。
- ③ その後、指定の補償金請求書を市から送付しますので、市民参加推進課へ提出してください。補償金は請求された方が指定する銀行口座に振り込まれます。

市民活動総合補償制度 Q & A

Q：活動場所と自宅との往復途上の事故は対象になりますか？

A：活動内容が制度の対象であれば傷害事故は補償の対象になります。ただし、自動車事故についての賠償責任事故は自動車保険の適用となりますので、本制度の対象とはなりません。

Q：ボランティア活動において交通費を支給してもらっていますが、補償の対象になりますか？

A：対象になります。交通費以外に活動の対価として報酬が出ている場合は、補償の対象になりません。

Q：盆踊り大会や運動会などの地域活動は対象になりますか？

A：催事を運営するスタッフは対象になりますが、一般の参加者は対象になりません。

Q：スポーツ少年団の活動の場合、どのような活動が対象になりますか？

A：指導者は補償の対象となります。また、団員については、一般の活動（練習や試合）中は対象になりませんが、団体の活動として行う清掃活動等のボランティア中の事故は対象になります。

Q：市民活動中の事故等で第三者へ損害を与えた場合、示談等の交渉は市が行うのでしょうか、それとも保険会社が行うのでしょうか？

A：市も保険会社も法的には関与できませんので、基本的には加害者と被害者の当事者間で解決を図っていただきます。ただし、保険会社は、事故の処理について相談に乗ることや、示談金や賠償金の算定へのアドバイス等についての対応はできます。

Q：傷害事故で通院するときに、接骨院等への通院は認められますか？

A：認められますが、最初の診断は整形外科等で医師にしてください。その後の治療・通院が接骨院となることは構いません。

Q：この制度があれば、今まで加入していた他の保険への加入は必要なくなりますか？

A：本制度の対象活動や補償内容は、それぞれの団体が独自で加入されていた保険と全く同じではありません。対象や補償の内容を比較していただき、必要であれば他の保険への加入についてもご検討ください。